

# 強い農業づくり交付金交付要綱 の制定について

〔 16生産第8261号  
平成17年4月1日  
農林水産事務次官依命通知 〕

改正	平成18年3月31日	17生産第8566号
改正	平成19年3月30日	18生産第9313号
改正	平成20年4月1日	19生産第9992号
改正	平成21年3月31日	20生産第10043号
改正	平成22年5月31日	21生産第9812号
改正	平成23年4月1日	22生産第9711号
改正	平成23年9月1日	23生産第4223号
改正	平成24年4月6日	23生産第6189号
改正	平成25年2月26日	24生産第2890号
改正	平成25年5月16日	25生産第170号
改正	平成26年4月1日	25生産第3420号
改正	平成27年2月3日	26生産第2661号
改正	平成27年4月9日	27生産第23号
改正	平成27年9月30日	27生産第1823号

この度、強い農業づくり交付金の実施に係る強い農業づくり交付金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、貴局管内の都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

また、これに伴い、下記の交付要綱は廃止されたので御了知願いたい。

なお、平成16年度までに下記の交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとし、また、その実施が平成17年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとされたので、申し添える。

以上、命により通知する。

## 記

卸売市場施設整備費補助金交付要綱（昭和52年8月12日付け52食流第3752号農林事務次官依命通知）

生産振興総合対策等補助金交付要綱（平成14年4月1日付け13生産第10199号）

農林水産事務次官依命通知)

輸入急増農産物対応特別対策事業費補助金交付要綱 (平成14年4月1日付け13  
生産第10127号農林水産事務次官依命通知)

地域農業構造対策事業費補助金等交付要綱 (平成14年4月1日付け13経営第  
6901号農林水産事務次官依命通知)

(別紙)

## 強い農業づくり交付金交付要綱

第1 農林水産大臣は、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び卸売市場法（昭和46年法律第35号）第72条第1項に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の2のただし書の事業に要する経費は、同要綱第3の2に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、農林水産省食料産業局長、生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによる。

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。第9のただし書を除き、以下同じ。）に提出するものとする。

2 都道府県は、1の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。

第5 都道府県は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により交付金変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第6 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 都道府県は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第8 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出して行うものとする。ただし、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 農林水産大臣は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

第9 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長等に正副2部提出しなければならない。

2 第3の2ただし書により交付の申請をした都道府県は、1の実績報告書を提出するに当たって第3の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の2ただし書により交付の申請をした都道府県は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第10 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

第11 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第12 都道府県は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の他の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、各事業実施主体に対し、本要綱の他の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、平成22年5月31日から施行する。
- 2 平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下

「生産局長等」という。) がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

別表（第2、第6関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
<b>強い農業づくり 交付金</b>  1 農業・食品 産業強化対策 整備交付金	1 事業費 (1) 産地競争力の強化 実施要綱に基づいて行う事業に 要する経費  (2) 食品流通の合理化 実施要綱及び卸売市場法第72条 第1項に基づいて行う事業に要す る経費  2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関 し、事業実施計画の承認及び事業 の推進に必要な事務並びに指導監 督及び調査検討を行うのに要する 経費	定額、定額（6/10、 11/20、1/2、4/10、 1/3、1/4、1/5以内） なお、それぞれの 交付率に該当する取 組は、実施要綱別表 の定めるところ（実 施要綱第3の2のた だし書の規定に基づ く緊急の事業につい ては、生産局長等が 別に定めるところ） によるものとする。  定額（4/10、1/3以 内） なお、それぞれの 交付率に該当する取 組は、実施要綱別表 の定めるところ（実 施要綱第3の2のた だし書の規定に基づ く緊急の事業につい ては、生産局長等が 別に定めるところ） によるものとする。  定額（1/2以内）	卸売市場法第72条 第1項に基づく法律 補助として交付決定 された額とそれ以外 の相互間における流 用	1 事業の新設又は 廃止 2 事業実施主体の 変更